

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 採用した会計処理及び表示原則

新社会福祉法人会計基準方式により会計処理を行った。
減価償却資産については、直接法により表示している。

(2) 固定資産の減価償却

固定資産の減価償却は、定額法による。

有形固定資産は、

- ①平成19年4月1日以後に取得をした減価償却資産について
残存価額が廃止され、耐用年数経過時点で「残存簿価1円」まで償却する。
- ②平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産について
償却可能限度額まで償却した事業年度の翌事業年度以後、5年間で1円まで均等償却する。

無形固定資産は、残存価額無しで計算する。

※（平成19年度税制改正で減価償却制度が改正されたことにより、社会福祉法人でも減価償却制度の見直しがされた。）

(3) 積立金の使用計画

①人件費積立金

定数外職員の雇用、非常勤職員の緊急雇用が必要な場合に備えるための積立

②施設整備等積立金

和敬学園の計画的な修繕、緊急な修繕、備品購入等に備えるための積立金

(4) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－職員に対して将来支給する退職金のうち、期末退職金要支給額を退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金－重要性が乏しいため、計上しない。
- ・徴収不能引当金－重要性が乏しいため、計上しない。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、京都社会福祉事業企業年金基金によっております。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (3) 拠点区分別の計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点区分 (本部)

イ 和敬学園拠点区分 (児童養護施設・子育て支援短期利用事業)

ウ 心月保育園拠点区分 (保育所)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	174,695,230	0	5,316,308	169,378,922
合 計	174,695,230	0	5,316,308	169,378,922

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	247,145,064	77,766,142	169,378,922
構築物	1,366,200	183,070	1,183,130
車輛運搬具	8,475,310	7,042,107	1,433,203
器具備品	14,461,917	10,270,656	4,191,261
ソフトウェア	484,050	445,550	38,500
合 計	271,932,541	95,707,525	176,225,016

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし